

令和8年度 市民グループ等自主企画支援事業実施要項

1 目的

市民グループや事業者（以下「グループ等」という。）が、自主的に企画する男女共同参画に関する研修会や講座等の企画について、申請のあった企画の中から選考し、選定したものに対して支援することにより、男女共同参画についての理解を広めるとともに、男女共同参画の視点を持って活動する人材を育成することを目的とする。

2 対象グループ等

次のいずれかに該当すること。ただし、政治団体、宗教団体は除く。

(1) 市民グループ

次のいずれにも該当すること。

ア 市内を拠点に活動するグループであること。

イ 満18歳以上の者5人以上で構成され、そのうち半数以上が市内在住・在勤・在学者であること。

(2) 事業者

営利、非営利を問わず、市内に事務所（本店・支店の別を問わない。）を置く法人であること。

3 対象企画

申請は、グループ等ごとに1企画で、次のいずれにも該当すること。

(1) 令和8年10月から令和9年3月までに実施する、ジェンダー、女性の活躍推進、ワーク・ライフ・バランス、家族、子育てなど、男女共同参画社会の実現に向けた内容の研修会又は講座の企画。営利活動や政治活動、宗教活動にあたらぬものであること。

(2) グループ等の内部の者を対象に行う研修会や勉強会等（以下「研修会」という。）の場合は、5人以上の参加が見込めること。一般市民を対象に行う講座又はシンポジウム等（以下「講座」という。）の場合は、10人以上の参加が見込めること。

(3) 研修会は、1回1時間以上、講座は、1回1時間30分以上とすること。

(4) 原則として、参加者から受講料等を徴収しないこと。材料費等の実費負担を求める場合も、市が認める範囲内とすること。

(5) 講師との交渉及び依頼等については、グループ等が行うこと。

(6) 原則として、講師はグループ等の構成員又はその関係者でないこと。

(7) 案内ちらし・資料等の原稿作成、当日の会場の準備や進行等は、グループ等が行うこと。

(8) オンラインの研修会又は講座の場合、機器の準備、配信のための設定等については、グループ等が行うこと。

(9) 応募企画について、他の法令等に基づく国、都道府県、市町村、その他の団体からの補助金等を受けていないこと。

4 実施場所

会場は吹田市内とし、グループ等が準備すること。なお、男女共同参画センターは大規模改

修工事のため使用できません。

5 支援内容

- (1) 講師等の謝礼（市の基準の範囲内とし、1企画につき3万円以内とする。）
- (2) 男女共同参画センターで資料等を印刷する際の印刷経費
- (3) 一時保育を実施する場合の保育スタッフ及びスタッフ謝礼。ただし、一時保育は2時間までとする。
- (4) 講座の場合は、市主催事業に準じた広報及び講座の申込受付
- (5) 講師情報の提供、案内らし・広報原稿の作成や運営に関する相談

6 事業の位置付け

研修会は、グループ等の主催事業、講座は、市の主催事業として取り扱う。

7 募集数

3企画

8 申請方法等

研修会及び講座の実施を希望するグループ等は、令和8年6月24日（水曜日）までに「市民グループ等自主企画申請書」（別紙様式1及び2）に、市民グループの場合は会員名簿及び会則等を、事業者の場合は登記事項証明書等を添付して、メールまたは郵送（必着）で男女共同参画センターに提出すること。

様式2号の「講座の狙い」については、「その企画が男女共同参画社会の実現にどのように貢献するか」に留意して記載すること。

提出書類に修正が必要と判断された場合、申請者に修正を求めることがある。その場合、申請者は速やかに必要な修正を行い、再提出すること。なお、期日までに再提出ができなかった場合は、申請者の都合による提出遅延とみなす。

9 選考及び決定通知

- (1) 申請があった企画について、書類選考、及び必要があればヒアリングにより選考し、支援する企画を決定する。
- (2) 選考においては、前年度支援していないグループ等の企画を優先し、枠に空きがあれば前年度支援したグループ等を選考する。
- (3) 市は、実施する企画を決定したときは、決定通知書により通知する。
- (4) 支援決定後であっても、企画内容に大幅な変更があった場合、スケジュールに沿って企画の準備が進められない場合など、企画を実施することが困難であると市が判断した場合は、支援決定を取り消すことができるものとする。

10 実施報告

グループ等は、研修会及び講座終了後、その結果について、1か月以内に「市民グループ等自主企画実施報告書」（別紙様式3）により市に報告すること。

11 留意事項

- (1) オンライン形式での実施は、「吹田市立男女共同参画センターオンライン講座の実施基準」に則って行うこととする。なお、プログラム配信上のトラブルについて、市は一切の責任を負わないこととする。
- (2) その他、この要領に定めのないことについては、市とグループ等で協議して決める。

12 申請及び問合せ先

吹田市立男女共同参画センターデュオ
〒564-0072 吹田市出口町2番1号
TEL：06-6388-1451 FAX：06-6385-5411
MAIL：duo-jigyo@city.suita.osaka.jp

※大規模改修工事のため令和8年6月25日から事務所を移転します。
移転後の住所、電話番号については、決まり次第HPでお知らせします。